

北海道告示第10017号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

「次のとおり」は、省略し、その名称、所在地、担当すべき医療の種類、指定年月日等は北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、各総合振興局及び振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

北海道知事 鈴木 直道